平成２６年（フ）第９８号
千葉県匝瑳市飯倉1365番地　いいぐら団地267号
債務者　椎名　　猛
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１０１号
千葉県大網白里市駒込150番地８　タカハシアパート201
債務者　栗田　　健（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１０２号
千葉県大網白里市駒込150番地８　タカハシアパート201
債務者　栗田　真美
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第６８号
岐阜県揖斐郡池田町八幡941番地の６
債務者　大塚美枝子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野852番地
債務者　中垣ミヨ子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１６８号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野852番地
債務者　中垣美加子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９３号
和歌山県橋本市神野々650番地の１
債務者　森中　恵美（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０１号
和歌山市木ノ本194番地の６　レジデンス木ノ本203
債務者　石橋　麗美（旧姓岩瀬）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０２号
和歌山市粟109番地の10
債務者　山下　優依（旧姓八幡）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０３号
和歌山県岩出市溝川87番地の１　107号
債務者　杉山　幸子（旧姓知念）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０６号
和歌山県橋本市城山台２丁目43番地の３
債務者　増山美由紀
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０９号
和歌山市新中島132番地の５
債務者　後藤　玉子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３８号
和歌山県田辺市東山２丁目28番２号　東山マンション204
債務者　大橋　達三
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第２７号
島根県大田市久手町刺鹿846番地２　雇用促進住宅２―302
債務者　加藤まゆみこと　尾笹まゆみ
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１９２号
北海道上川郡上川町東町327番地15
債務者　高橋八枝子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９３号
北海道上川郡上川町東町327番地15
債務者　高橋　　功
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５１９号
大阪市東淀川区相川１丁目９番11号　井谷マンション201号
債務者　永川　健児
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部